

福島県中通りで木材チップの製造・販売業を営む申立会社について、風評被害による逸失利益、検査費用及び除染機器購入費用（追加的費用）等が賠償された事例。

663

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、合計金188万9510円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月12日

（仲介委員長 小山達也、仲介委員 尾野恭史）

損害項目		損害金額	期間
逸失利益		4,736	平成23年9月1日 から同年11月30日
検査費用(物)	検査機器購入費	480,135	平成23年4月4日
	検査費	524,305	平成23年9月15日
	運搬費	1,370	から同年11月30日
検査費用(物) 以外の追加的 費用	除染機器購入費用	748,154	平成23年9月9日 から同年11月30日
その他の費用	海外取引先との打 ち合わせ場所変更 に伴う交通費(常務 分)	64,400	平成23年3月22日
	①「〇〇書類発送」、 ②「A(有)の樹皮 運賃」、及び③「B マニフェスト代金」	6,410	①平成23年10 月22日 ②平成23年9月 20日 ③平成23年11 月30日
	交通費等	60,000	平成23年7月13日 から同年11月11日
	合計	1,889,510	